明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕

○労働契約法の一部を改正する法律（五六）　四

○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（五七）　七

〔政　令〕

○玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令（二〇九）　七

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令及び行政手続法施行令の一部を改正する政令（二一一）　八

○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（二一二）　八

○ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（二一三）　九

〔省　令〕

○玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令に規定する原産地の意義に関する省令の一部を改正する省令（**財務**五一）　一〇

○厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（**厚生労働**一一三）　一〇

○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（**防衛**一三）　一〇

〔告　示〕

○除籍が滅失した件（**法務**三二六～三二八）　一〇

○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**一九九八～二〇〇三）　一一

○登録基幹技能者講習の登録を行う件（**国土交通**九〇一）　一一

○無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物及び微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する件（**環境**一二〇）　一二

〔国会事項〕

国家公安委員会　警察庁　消費者庁
外務省　文部科学省　文化庁　農林水産省　一三

〔人事異動〕

〔皇室事項〕　一三

〔官庁報告〕

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一三

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

公示送達関係　一四

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一四

特殊法人等

企業年金基金変更関係　二七

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇**労働契約法の一部を改正する法律**（法律第五六号）（厚生労働省）

1　有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換

(一)　同一の使用者との間で締結された二以上の有期労働契約（契約期間の始期の到来前のものを除く。1において同じ。）の契約期間を通算した期間（(二)において「通算契約期間」という。）が五年を超える労働者が、当該使用者に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、当該満了する日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は当該申込みを承諾したものとみなすこととした。この場合において、当該申込みに係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件は、現に締結している有期労働契約の内容である労働条件（契約期間を除く。）と同一の労働条件（当該労働条件（契約期間を除く。）について別段の定めがある部分を除く。）とすることとした。（第一八条第一項関係）

(二)　当該使用者との間で締結された一の有期労働契約の契約期間が満了した日と当該使用者との間で締結されたその次の有期労働契約の契約期間の初日との間にこれらの契約期間のいずれにも含まれない期間（これらの契約期間が連続すると認められるものとして厚生労働省令で定める基準に該当する場合の当該いずれにも含まれない期間を除く。(二)において「空白期間」という。）があり、当該空白期間の直前に満了した一の有期労働契約の契約期間（当該一の有期労働契約を含む二以上の有期労働契約の契約期間の間に空白期間がないときは、当該二以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間。(二)において同じ。）が一年に満たない場合にあっては、当該一の有期労働契約の契約期間に二分の一を乗じて得た期間を基礎として厚生労働省令で定める期間）以上であるときは、当該空白期間前に満了した有期労働契約の契約期間は、通算契約期間に算入しないこととした。（第一八条第二項関係）